

作成日	2006 年 3 月 6 日
改訂日	2026 年 1 月 16 日

安全データシート（SDS）

1. 化学品及び会社情報

製 品 名	希硝酸（30％）
会 社 名	株式会社 樋江井商店
住 所	愛知県丹羽郡大口町豊田三丁目 264 番地
電 話 番 号	0587-95-4777
FAX 番 号	0587-95-2738
推奨用途及び使用上の制限	
推奨用途	酸洗浄、金属表面処理等
使用上の制限	一般工業用

2. 危険有害性の要約

GHS 分類	
物理化学的危険性	: 酸化性液体 区分 3 金属腐食性化学品 区分 1
健康に対する有害性	: 急性毒性(吸入：蒸気) 区分 1 皮膚腐食性/刺激性 区分 1 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 区分 1 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分 1 特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分 1
環境に対する有害性	: 水生環境有害性 短期(急性) 区分 3
	上記で記載がない危険有害性は、分類対象外か分類できない。

ラベル要素

絵表示 :
(GHS JP)



注意喚起語 (GHS JP) :	危険
危険有害性情報 (GHS JP)	: 火災助長のおそれ：酸化性物質（H272） 金属腐食のおそれ（H290） 重篤な皮膚の薬傷及び眼の損傷（H314） 吸入すると生命に危険（H330） 臓器の障害（H370） 長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害（H372） 水生生物に有害（H402）
注意書き (GHS JP)	
安全対策	: 熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。(P210) 衣類及び可燃物から遠ざけること。(P220) 他の容器に移し替えないこと。(P234) 粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。(P260) 取扱い後は手、前腕および顔をよく手を洗うこと (P264) この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。(P270) 屋外又は換気の良い場所でだけ使用すること。(P271)

応急措置

環境への放出をさけること。(P273)
保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。(P280)
〔換気が不十分な場合〕呼吸用保護具を着用すること。(P284)
：飲み込んだ場合：口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。(P301+P330+P331)
皮膚（又は髪）に付着した場合：直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を
水で洗うこと。(P303+P361+P353)
吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
(P304+P340)
眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用し
ていて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
(P305+P351+P338)
ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師に連絡すること。(P308+P311)
直ちに医師に連絡すること。(P310)
気分が悪いときは、医師の診察/手当てを受けること。(P314)
特別な処置が緊急に必要である。(このラベルの補足的な応急措置の説明を見
よ) (P320)
特別な処置が必要である。(このラベルの補足的な応急措置の説明を見よ) (P321)
汚染された衣類を再使用する場合には洗濯をすること。(P363)
火災の場合：消火するために適切な消火剤を使用すること。(P370+P378)
物的被害を防止するためにも流出したものを吸収すること。(P390)
保管：換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。(P403+P233)
施錠して保管すること。(P405)
廃棄：内容物/容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者廃棄すること。
(P501)

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別：化学物質
一般名：硝酸

名前	濃度（％）	化学式	官報公示整理番号		CAS 番号
			化審法番号	安衛法番号	
硝酸	30	HNO ₃	(1)-394	-	7697-37-2
水	70	H ₂ O	-	-	7732-18-5

4. 応急措置

応急措置

応急措置一般：直ちに医師の診察を受ける。
吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
直ちに医師の診察を受ける。
皮膚に付着した場合：皮膚を流水/シャワーで洗うこと。
汚染された衣類を直ちに全て脱ぐこと。
直ちに医師の診察を受ける。
眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。
コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗
浄を続けること。
直ちに医師の診察を受ける。
飲み込んだ場合：口をすすぐこと。
無理に吐かせてはいけない。

直ちに医師の診察を受ける。

急性症状及び遅発性症状の最も重要な兆候及び症状

- 症状/損傷 吸入した場合 : ヒト及び動物に対する毒性データは知見されていないが、本製品は吸入危険有害性で見なされる。
- 症状/損傷 皮膚に付着した場合 : 火傷。
- 症状/損傷 眼に入った場合 : 眼に重度の損傷を与える。
- 症状/損傷 飲み込んだ場合 : 火傷。

医師に対する特別な注意事項

- その他の医学的アドバイスまたは、: 対症的に治療すること。
治療

5. 火災時の措置

- 適切な消火剤 : 水噴霧、乾燥粉末消火剤・泡消火剤、二酸化炭素
- 使ってはならない消火剤 : データなし
- 火災危険性 : 火災助長のおそれ：酸化性物質。
- 火災時の危険有害性分解生成物 : 有害な煙を放出する可能性がある。
- 消火方法 : 安全な距離と保護された場所から消火活動を行う。
呼吸器の保護を含め適切な保護装置を使用せず、火災現場に入らない。
- 消火時の保護具 : 適切な保護具を着用して作業する。
自給式呼吸器。
完全防護服。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具および緊急時措置

- 一般的措置 : 安全に対処できるならば漏えい(洩)を止めること。
本製品が下水、または公共用水に流入した場合も、行政当局に通報する。
物質の被害を防止するためにも流出したものを吸収すること。
- 保護具 : 推奨される個人用保護具を着用する。
- 応急処置 : 裸火、火花禁止、禁煙。
ミストを吸入しないこと。
出動は、適切な保護装備を身に着けた有資格者に限られる。
- 保護具 : 適切な保護具を着用して作業する。
詳細については、第8項の「ばく露防止及び保護措置」を参照。
- 応急処置 : 不要な職員を退避させる。
安全に対処できるならば漏えい(洩)を止めること。

環境に対する注意事項

- 環境に対する注意事項 : 環境への放出を避けること。

封じ込め及び浄化の方法及び機材

- 封じ込め方法 : 漏出物を回収すること。
流出した物質は吸着剤で回収し、下水溝や水路への侵入を防止する。
可能であればリスクなく漏出をせき止める。
- 浄化方法 : 吸収剤の中で拡散した液体を吸収する。
本製品が下水、または公共用水に流入した場合も、行政当局に通報する。
- その他の情報 : 物質または固形残留物は公認施設で廃棄する。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

- 技術的対策

安全取扱注意事項
- : データなし
- : 熱/火花/裸火/高温のもののような着火源から遠ざけること。一禁煙。
個人用保護具を着用する。
ミストを吸入しないこと。
屋外又は換気の良い場所でだけ使用すること。
皮膚、眼との接触を避ける。
- 接触回避

衛生対策
- : データなし
- : 汚染された衣類を再使用する場合には洗濯をすること。
この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。
製品取扱い後に必ず手を洗う。

保管

- 安全な保管条件

安全な容器包装材料

技術的対策

混触禁止物質

容器包装材料
- : 耐腐食性/耐腐食性内張りのある耐腐食性 容器に保管すること。
他の容器に移し替えないこと。
施錠して保管すること。
換気の良い場所で保管すること。
容器を密閉しておくこと。
- : データなし。
- : 涼しくて、よく換気された場所で、熱から離して保存する。
- : 可燃性物質。金属類。
- : 製品は必ず元の容器と同じ素材の容器に保管する。

8. ばく露防止及び保護措置

硝酸（7697-37-2）	
日本 - ばく露限界値	
許容濃度(産衛学会)	2ppm(5.2 mg/m3)
許容濃度(ACGIH)	TWA 2 ppm, STEL 4 ppm

- 設備対策
- : 作業所の十分な換気を確保する。

保護具

- 個人用保護具

呼吸用保護具

手の保護具

眼及び/又は顔面の保護具

皮膚及び身体の保護具
- : 推奨される個人用保護具を着用する。
- : [換気が不十分な場合] 呼吸用保護具を着用すること。
- : 保護用手袋
- : 安全メガネ
- : 適切な保護衣を着用する。

個人用保護具シンボル



- 環境へのばく露の制限と監視
- : 環境への放出を避けること。

9. 物理的及び化学的性質

物理状態	: 液体
色	: 無色～淡黄色透明
臭い	: 強い刺激臭
融点	: -33℃ (67.5%) / -41.5℃ (ICSC, 1994)
凝固点	: データなし
沸点	: 121℃ (68%)
可燃性	: データなし
爆発限界(vol%)	: データなし
引火点	: データなし
自然発火点	: 不燃性(ホンメル, 1991)
分解温度	: データなし
pH	: データなし
動粘性率	: データなし
溶解度	: データなし
n-オクタール/水分配係数(Log Pow)	: $\log \text{Pow}=0.21$ (EST) (推定値) (SRC, 2006)
蒸気圧	: 43mmHg (25℃)、51mmHg (25℃) / 6.4kPa (20℃) (ICSC, 1994)
相対密度	: データなし
密度	: 【g/cm ³ 25℃】 1.18 (30%)
相対ガス密度	: データなし
粒子特性	: データなし

10. 安定性及び反応性

反応性	: 加熱すると分解し、窒素酸化物及び硝酸ガスを発する。 火災助長のおそれ：酸化性物質。
化学的安定性	: 光にあたると一部分解する。
危険有害反応可能性	: 二硫化炭素、アミン類、ヒドラジン類などと混触すると発火又は爆発する。 硫化炭素、リン化水素、ヨウ化水素、アセチレンなどと反応し発火又は爆発する。 アルコール、フェノールと反応。 強力な酸化剤であり、可燃性や還元性の物質(テルペチン、木炭、アルコールなど)と激しく反応する。 強酸であり、塩基と激しく反応し、金属に対して腐食性を示す。 有機化学物質(アセトン、酢酸、無水酢酸など)と激しく反応し、火災や爆発の危険をもたらす。 のこくず、木毛等の有機物質と接触すると自然発火をおこす。
避けるべき条件	: 光、高温。高温面との接触を避ける。熱。炎や火花の禁止発火源をすべて断つ。
混触危険物質	: 硫化水素、リン化水素、ヨウ化水素、カーバイド、二硫化水素、アミン類、ヒドラジン類などと接触すると自然発火する。還元剤とは燃える。 ある種のプラスチックを侵す。可燃性物質。金属。
危険有害な分解生成物	: 窒素酸化物、硝酸ガス

11. 有害性情報

急性毒性(経口)	: 分類できない
急性毒性(経皮)	: 分類できない
急性毒性(吸入)	: 区分に該当しない(分類対象外) (気体)

吸入すると生命に危険
分類できない(粉じん、ミスト)

希硝酸（7697-37-2）	
ATE JP（蒸気）	0.05 mg/1/4 h

皮膚腐食性/刺激性 : 重篤な皮膚の薬傷
 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 : 重篤な眼の損傷
 呼吸器感作性 : 分類できない
 皮膚感作性 : 分類できない
 生殖細胞変異原性 : 分類できない
 発がん性 : 分類できない
 生殖毒性 : 分類できない
 特定標的臓器毒性（単回ばく露） : 臓器の障害
 特定標的臓器毒性（反復ばく露） : 長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害
 誤えん有害性 : 分類できない

12. 環境影響情報

生態毒性

生態系-全般 : 水生生物に有害
 水生環境有害性 短期(急性) : 水生生物に有害
 水生環境有害性 長期(慢性) : 分類できない

希硝酸（7697-37-2）	
n-オクタノール/水分配係数（Log Pow）	log Pow=0.21 (EST) (推定値) (SRC, 2006)

残留性・分解性

残留性・分解性 : データなし

生体蓄積性

生体蓄積性 : データなし
 n-オクタノール/水分配係数（Log Pow） : log Pow=0.21 (EST) (推定値) (SRC, 2006)

土壌中の移動性

土壌中の移動性 : データなし
 n-オクタノール/水分配係数（Log Pow） : log Pow=0.21 (EST) (推定値) (SRC, 2006)

オゾン層への有害性

オゾン層への有害性 : 分類できない
 その他の有害な影響 : 追加情報なし

13. 廃棄上の注意

廃棄方法 : 許可を得た収集業者の分別回収に準拠して内容物/容器を廃棄する。

14. 輸送上の注意

国際規制

国連勧告 (UN RTDG)

国連番号 (UN RTDG)	: 2031
正式品名 (UN RTDG)	: 硝酸
容器等級 (UN RTDG)	: II
輸送危険物分類 (UN RTDG)	: 8 (5.1)
危険物ラベル (UN RTDG)	: 8, 5.1



クラス (UN RTDG)	: 8
副次危険性 (UN RTDG)	: 5.1
少量危険物 (UN RTDG)	: 1L
微量危険物 (UN RTDG)	: E2
包装指令 (UN RTDG)	: P001、IBC02
特別包装規定 (UN RTDG)	: PP81、B15
ポータブルタンク及びバルク コンテナ/要件 (UN RTDG)	: T8
ポータブルタンク及びバルク コンテナ/特別要件 (UN RTDG)	: TP2

海上輸送 (IMDG)

国連番号 (IMDG)	: 2031
正式品名 (IMDG)	: NITRIC ACID
容器等級 (IMDG)	: II
輸送危険物分類 (IMDG)	: 8 (5.1)
危険物ラベル (IMDG)	: 8, 5.1



クラス (IMDG)	: 8
副次危険性 (IMDG)	: 5.1
少量危険物 (IMDG)	: 1L
微量危険物 (IMDG)	: E2
包装要件 (IMDG)	: P001
特別包装規定 (IMDG)	: PP81
IBC 包装要件 (IMDG)	: IBC02
IBC 特別規定 (IMDG)	: B15、B20
ポータブルタンク包装規定 (IMDG)	: T8
輸送特別規定-タンク (IMDG)	: TP2
積載区分 (IMDG)	: D

特性および観察結果(IMG)

: Colorless liquid. Oxidant; may cause fire in contact with organic materials such as wood, cotton or straw, evolving highly toxic gasses(brown fumes). Highly corrosive to most metals. Causes severe burns to skin, eyes and mucous membranes.

緊急時応急措置指針番号

: 157

海洋汚染物質

非該当

航空輸送(IATA)

国連番号(IATA)

: 2031

正式品名(IATA)

: Nitric acid

容器等級(IATA)

: II

輸送危険物分類(IATA)

: 8 (5.1)

危険物ラベル(IATA)

: 8、5.1



クラス(IATA)

: 8

副次危険性(IATA)

: 5.1

PCA 微量危険物(IATA)

: E0

特別管制区(PCA) 少量危険物(IATA)

: Forbidden

特別管制区(PCA) 数量限定物の最大積載量(IATA)

: Forbidden

PCA 包装要件(IATA)

: Forbidden

特別管制区(PCA) 最大積載量(IATA)

: Forbidden

CAO 包装要件(IATA)

: 855

貨物機専用(CAO) 最大積載量(IATA)

: 30L

特別規定(IATA)

: A1

ERG コード(IATA)

: 8L

国内規制

陸上規制

: 毒劇法の規則に従う。
道路法の規則に従う。

緊急時応急措置指針番号

: 157

その他の情報

: 補足情報なし

15. 適用法令**国内法令**

労働安全衛生法

: 特定化学物質第3類物質

(特定化学物質障害予防規則第2条第1項第6号)

【改定後 令和7年4月1日以降】

名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第2号～第3号、安衛則第30条別表第2)

【改定後 令和8年4月1日以降】

名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第2号～第3号、安衛則第30条別表第2)

	名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第 57 条第 1 項、施行令第 18 条第 1 号～第 2 号別表第 9)
	名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第 57 条の 2 第 1 項、施行令第 18 条の 2 第 1 号～2 号別表第 9)
	硝酸(政令番号：307)（30%）
	【改定後 令和 7 年 4 月 1 日以降】
	名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第 57 条の 2 第 1 項、施行令第 18 条の 2 第 2 号～第 3 号、安衛則第 34 条の 2 別表第 2)
	硝酸（30%）
	【改定後 令和 8 年 4 月 1 日以降】
	名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第 57 条の 2 第 1 項、施行令第 18 条の 2 第 2 号～第 3 号、安衛則第 34 条別表第 2)
	硝酸（30%）
	腐食性液体(労働安全衛生規則第 326 条)
	歯科健康診断対象物質（法第 6 6 条第 3 項、施行令第 2 2 条第 3 項）
	特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質(令和 5 年 7 月 4 日基発 0704 第 1 号・4 該当物質の一覧)
毒物及び劇物取締法	: 劇物(指定令第 2 条)
	硝酸を含有する製剤
水質汚濁防止法	: 有害物質(法第 2 条、施行令第 2 条、排水基準を定める省令第 1 条)
海洋汚染防止法	: 有害液体物質(Y 類物質)(施行令別表第 1)
外国為替及び外国貿易法	: 輸入貿易管理令第 4 条第 1 項第 2 号輸入承認品目「2 の 2 号承認」
	: 輸出貿易管理令別表第 1 の 16 の項
	: 輸出貿易管理令別表第 2 (輸出の承認)
道路法	: 車両の通行の制限(施行令第 19 条の 13、(独)日本高速道路保有・債務返済機構公示第 12 号・別表第 2)
特定有害廃棄物輸出現制法 (バーゼル法)	: 特定有害廃棄物(法第 2 条第 1 項第 1 号イ、平成 30 年 6 月 18 日省令第 12 号)
水道法	: 有害物質(法第 4 条第 2 項)、水質基準(平 15 省令 101 号)
労働基準法	: 疾病化学物質(法第 75 条第 2 項、施行規則第 35 条別表第 1 の 2 第 4 号 1)

16. その他の情報

記載内容の取扱い

全ての資料や文献を調査したわけではないため情報漏れがあるかも知れません。また、新しい知見の発表や従来の説の訂正により内容に変更が生じます。重要な決定等にご利用される場合には、出典等を良く検討されるか、試験によって確かめられることをお勧めします。

なお、記載のデータや評価に関してはいかなる保証もなすものではありません。また、記載事項は通常の取扱いを対象としたものですので、特殊な取扱いをする場合には新たに用途・用法に適した安全対象を実施の上、お取扱いをお願いします。製品の譲渡時には SDS を添付して下さい。